

神戸市公告

一般競争入札により契約を締結するので、神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和5年3月8日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

(1) 件名

令和5年度「会見撮影・編集等業務」

(2) 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(3) 納入場所

市が指定する場所

2 入札に参加するものに必要な資格

本入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たしている者とし、(3)及び(4)の要件は、審査の申請の受付期間の最終日までに満たすことが必要であり、(3)の要件については、申請の受付期間の最終日から引き続き落札決定の日まで継続して満たしていることが必要です。

(1) 令和4年度神戸市物品供給・製造請負・その他請負入札参加資格を有すること。当該資格を有しない場合は、登記簿謄本（又は登記事項に関する全部事項証明）、納税証明書等を併せて提出すること。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

(3) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者を除く。）でないこと。

(4) 本市が提示する仕様書に従って会見撮影・編集等業務を行えること。

3 入札に関する問合せ及び必要書類の提出先

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館16階

神戸市市長室広報戦略部（電話番号078-322-5012）

E-mail : press@office.city.kobe.lg.jp

4 入札に参加する者に必要な資格の審査

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布、審査の通知の方法等については、入札説明書によります。

5 入札説明書の交付期間及び交付方法

(1) 交付期間

公告の日から令和5年3月20日（月）まで

(2) 交付場所

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号 (郵便番号 650-8570)

神戸市役所本庁舎 1 号館 16 階

神戸市市長室広報戦略部 (電話番号 078-322-5012)

または市ホームページ (以下 URL 参照)

<https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/kouhou/kaikendouga202303.html>

(3) 交付方法

無料交付

6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出場所

(1) 提出期間

公告の日の翌日から令和 5 年 3 月 20 日 (月) まで (神戸市の休日を定める条例第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く。)

(2) 提出場所

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号 (郵便番号 650-8570)

神戸市役所本庁舎 1 号館 16 階

神戸市市長室広報戦略部 (電話番号 078-322-5012)

(3) 提出方法

持参すること。

7 入札書の提出期間及び提出方法等

(1) 提出期限

令和 5 年 3 月 27 日 (月) 午後 1 時 30 分まで

(2) 提出場所

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号 (郵便番号 650-8570)

神戸市役所本庁舎 1 号館 16 階

神戸市市長室広報戦略部 (電話番号 078-322-5012)

(3) 提出方法

持参すること。

8 開札の日時及び場所

令和 5 年 3 月 27 日 (月) 午後 1 時 45 分から

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

神戸市役所本庁舎 1 号館 16 階中会議室

9 入札保証金

規則第 7 条第 2 項の規定により免除します。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 開札を欠席したとき。

(2) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(3) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(4) 入札書に記名がないとき。

(5) 一の入札に対して 2 通以上の入札書を提出したとき。

- (6) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (7) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (8) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (9) 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (10) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (11) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- ① 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

- ① その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- ② 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）とその組合員の関係にある場合

- (12) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

11 落札者の決定の方法

落札者の決定は、令和5年度「会見撮影・編集等業務」一式の総額により行います。

落札者の決定は、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、最低の価格を入札した者が2者以上あるときは、くじにより落札者を定めるものとします。

12 手続において使用する言語及び通貨の種類

日本語及び日本国通貨に限ります。

13 入札に参加する者に必要な資格を有する者と認定されていない者の参加

第2項第1号に掲げる入札参加資格を有する者と認定されていない者も当該入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書及び資料を提出することができますが、当該入札に

参加するためには、開札の日時までに入札に参加する者に必要な資格を有すると認定され、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格を有しなければなりません。